

令和 6 年度事業報告の附属明細書

令和 6 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人長門市文化振興財団